

有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち大型クラゲ緊急対策事業 実施細則

平成 21 年 8 月 3 日 交付
令和 7 年 6 月 30 日 最終改正
特定非営利活動法人
水産業・漁村活性化推進機構

大型クラゲ緊急対策事業の円滑かつ適正な実施のため、有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち大型クラゲ緊急対策事業交付規則（以下「交付規則」という。）第 22 条第 4 項の規定に基づき、以下のとおり細則を定める。

I. 駆除事業

1 駆除漁具等の導入

（1）駆除漁具等の定義

本事業で補助対象とする駆除漁具等とは、大型クラゲの混獲及び大型クラゲによる漁具の破損を回避するための大型クラゲ駆除効果促進ネット（旧称：大型クラゲ改良漁具）及び大型クラゲの駆除漁具（以下「駆除漁具等」という。）を指し、特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構（以下「水漁機構」という。）が設置する大型クラゲ被害防止検討委員会（以下「大型クラゲ委員会」という。）及び旧改良漁具等認定委員会において認定を受けた漁具をいう。

1）大型クラゲ駆除効果促進ネットの定義

大型クラゲ駆除効果促進ネットとは、定置網及び底びき網、まき網等における大型クラゲの混獲及び大型クラゲによる漁具の破損を回避するために、通常網に改良を加えた大型クラゲ対策専用の漁具をいう。

2）駆除漁具の定義

定置網及び底びき網等ひき網（以下「底びき網等」という。）において大型クラゲを駆除するための大型クラゲ対策専用を用いる漁具をいう。駆除漁具には、底びき網漁船等に用いる大型クラゲを細断するひき網式の駆除専用網（以下「駆除網」という。）、及び大型クラゲを駆除するための専用の鉤又は鎌等の道具等が含まれる。

（2）駆除漁具等の要件

当該漁具は、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成 22 年 3 月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知。以下「運用通知」という。）の第 3 の 3-2-(3) の (1) のウに基づき、実証化試験を含む技術開発段階のものではなく普及段階のものであると認められるものでなければならないことから、以下のいずれかの条件を満たしていなければならないものとする。

- ① 既に開発された漁具等について、旧改良漁具等認定委員会が編纂する「漁具改良等の手引き」に掲載したもの及び水産総合研究センター監修の「改良漁具マニュアル」に編纂されている漁具
- ② 試験研究機関が新たに開発したもの
- ③ 漁具メーカー等が商品化したもの
- ④ 上記①から③をそれぞれの漁業現場に合わせて調整したもの

(3) 補助対象経費の範囲

駆除漁具等の導入に要する経費は、下記のとおりとする。

① 設備費

大型クラゲ駆除効果促進ネット及び駆除漁具のうち駆除網の導入に要する経費は、網地代及び構成部品代、仕立工賃を含む設備費とする。

構成部品代については、当該漁具を構成するために通常網の構成部品に追加し、又は代替することが不可欠な部材の購入経費を対象とする。なお、構成部品のみの単独購入は対象外とする。

仕立工賃については、漁業者自ら作成する場合の労賃等相当経費は対象外とする。

補助率は、運用通知 3-2-(3) の(1)のイに定めるとおり、大型クラゲ駆除効果促進ネットを 1 / 2 以内、駆除漁具を定額で助成する。

② 消耗品費、旅費、その他

駆除漁具のうち駆除専用鈎又は鎌等の道具は消耗備品であるため、消耗品費とする。なお、汎用性のある消耗品費（糸、網針、カッター、はさみ等）は対象外とする。

(4) 駆除網及び大型クラゲ駆除促進ネットに係る貸借契約書

本事業により取得した当該漁具は、事業実施機関の所有物であるため、貸与する漁業者との間で貸与物品、貸与期間、借受者の責務、瑕疵担保等責務・免責、報告、支払等を明確にしておかなければならない。

2 大型クラゲ駆除事業

(1) 実施計画の策定等

事業実施機関及び関係機関は、大型クラゲによる広域的な漁業被害の防止及び軽減を目的とし、運用通知 3-2-(3) の(1)のウ及びオの規定*を踏まえ、大型クラゲ委員会で策定された「大型クラゲ洋上駆除指針」に基づき、都道府県との間で適切な役割分担を図り、沖合域又は沿岸域における効果的・効率的な駆除計画を策定するものとする。

*大型クラゲ駆除の要件（運用通知 3-2-(3) の(1)のオ）

大型クラゲの駆除の実施に当たっては、次の条件を全て満たさなければならない。

(ア) 特定の時期・場所等で駆除を行うことが広域的な漁業被害の防止・軽減に

効果的であると認められること。

(イ) 駆除計画の策定には、関係する都道府県、漁業団体、研究機関、事業実施機関及び漁業者等が参画し、連携して駆除を行う体制を構築すること。

(ウ) 各都道府県の沿岸漁場近海域における駆除等の対策については、その都道府県又は当該都道府県の漁業関係者が自主的に行っていること。

(2) 大型クラゲの駆除

ア 沖合域等における駆除

駆除計画及び「大型クラゲ洋上駆除指針」に基づき、沖合底びき網漁船等を用船して、通常の漁獲活動と分離して、対馬周辺海域及び日本海沖合海域の出現密度の高い海域等の、より効果的・効率的に駆除することが可能な海域において、広域的な観点から駆除を行うものとする。

イ 沿岸域における駆除

事業実施機関は、実施計画及び「大型クラゲ洋上駆除指針」で規定する「洋上駆除の出動基準」に基づき、各都道府県の沿岸漁場近海域において、定置網漁船又は底びき網等漁船を用船して、基準を超えた場合に駆除を実施するものとする。

ウ 実施の際の留意事項

① 駆除作業海域の選定

出現状況に応じて、広域的な漁業被害防止のために効率的駆除が実施可能な海域を対象とする。

② 駆除用船及び隻数の選定

a 駆除網を使用する駆除用船は、トン数及び馬力等で駆除作業に耐えうる能力を有すること。また、洋上における安全確保及び漁業秩序の維持等を考慮の上、厳正かつ慎重に選定すること。

b 駆除用船は、事業実施計画の承認申請を行った日以前の1年間に法令違反等のない船に限る。

c 事業実施計画承認申請を行った日の翌日から作業実施終了日までの間に駆除用船が法令違反等を犯した場合、速やかに事業実施機関は当該用船の取り消し又は代船を水漁機構へ申し出ること。

③ 駆除作業時間

駆除作業時間は、出港準備から帰港後片付けまでの時間帯を一出動とし、原則、底びき網漁船において8時間、定置網漁船において4時間を駆除作業時間の上限とする。なお、天変地異や天候・海況急変等のやむを得ず中断する場合はこの限りではない。

④ 混獲魚介類の被害軽減

駆除作業実施に伴い大型クラゲと魚介類とが混獲された場合は、大型クラゲと魚介類を仕分する等、可能な範囲で魚介類の被害軽減を図ること。

(3) 補助対象経費の範囲

補助対象経費は、交付規則第8条の別表に掲げる経費（賃金、設備費、備品費、消耗品費、旅費、役務費、委託費、用船料、その他）とし、設備費（大型クラゲ駆除促進ネット1/2以内補助率）を除く駆除に要する経費を定額で助成する。

なお、以下の経費については、本事業における単価の基準を設定するものとする。

ア 用船料

本事業における用船料の単価設定について、別紙の用船料の考え方を基に、底びき網及び定置網の漁船規模別乗船者数別の単価の上限額を別表1及び別表2に示す。事業実施機関は、水漁機構と協議の上、上限額以内であれば単価を別に定めることができるものとする。その場合は、合理的且つ客観的な根拠を基に単価を設定するものとする。

漁船規模別の用船料上限額の例を下表に示し、用船の基準となる作業時間に係る用船料単価の基準について考え方を示す。

- ① 用船料単価の基準となる駆除作業時間は、前項（2）のウの③のとおりとする。
- ② 沖合底びき網漁船を除く用船については、原則として①の一出動当りの作業時間が半分以上となった場合の単価は、一出動当たりの単価の1/2額とし、半分以上の作業時間の場合の単価は、一出動当たりの単価とする。なお、事業実施機関において、用船等の契約書等で算出条件を定める場合は、この限りではない。
- ③ 底びき網等漁船による駆除作業において、監視船を配置する等の安全確保のために特に必要と認められる用船料等の経費については、水漁機構と協議の上で助成の対象とすることができるものとする。

表 (例) 用船料の上限額（一出動当たりの税抜単価）

区分（新トン数）	底びき網漁船	定置網漁船
15 トン 未満	168,000円（5人乗船以上）	109,200円（7人乗船以上）
15 トン ～ 30トン 以下	205,200円（6人乗船以上）	279,000円（20人乗船以上）
31トン ～40トン以下	269,400円（7人乗船以上）	—
41トン ～55トン以下	337,800円（9人乗船以上）	—
56トン ～75トン以下	406,000円（10人乗船以上）	—
76トン 以上	425,000円（10人乗船以上）	—

イ 燃油代及び潤滑油代

燃油代は、実費を助成するものとする。

事業実施機関において燃油代を支出経費とする場合、用船を出動前に満タン状態に

給油しておき、作業完了後に消費分を補給し、補給後、計量等伝票類を受領し、燃油代の証拠として具備しなければならない。

潤滑油代は、下記の計算式による算出額を助成するものとする。

・燃油消費量×0.002×単価

(4) 用船及び駆除作業に係る契約書

事業実施機関は、定置網又は底びき網等の事業実施者との間で契約書を取り交わし、用船及び乗船員、期間、用船料、請負者の責務・免責、危険負担等の責任、報告、支払等を明確にしておかなければならない。

(5) 駆除作業記録簿等の整備

作業実施状況並びに作業実施に伴う経費の管理を適正に行うために、事業実施者は実施状況について記録簿を作成し、実施状況等の写真を添付して保管すること。

II 有害生物陸上処理事業

1 大型クラゲ陸上処理用機材の導入

(1) 大型クラゲ陸上処理用機材の定義

大型クラゲ陸上処理機材とは、陸揚げされた大量の大型クラゲを廃棄処理又は有効利用するために、前処理の脱水等により減容化を施す機能を有する機械設備をいう。なお、有効利用とは、陸揚げされた大型クラゲの処理を円滑に行うことを目的とし、廃棄（焼却、埋設）以外の方法で資源化することをいう。

(2) 大型クラゲ陸上処理用機材の要件

大型クラゲ陸上処理機材の要件は、運用通知の第3の3-2-(3)の(1)のウに基づき、実証化試験を含む技術開発段階のものではなく普及段階のものであると認められるものでなければならない。

(3) 補助対象経費の範囲

大型クラゲ陸上処理用機材の導入に要する経費は、設備費に含まれる。補助率は、運用通知3-2-(3)の(1)のイに定めるとおり、1/2以内で助成する。

(4) 大型クラゲ陸上処理用機材に係る貸借契約書

事業実施機関が本事業により取得した当該機材を他者へ貸与して運用する場合は、導入先との間で貸与物品、貸与期間、借受者の責務、瑕疵担保等責務・免責、報告、支払等を明確にした貸借契約書を整備しておかなければならない。

2 大型クラゲ陸上処理

(1) 陸上処理の定義及び要件

まき網漁業等において混獲され陸揚げ・選別された大量の大型クラゲを回収し、水分を除くなど前処理した後、処理施設等へ運搬し処理又は有効利用を行う。陸上処理の方法は、実証化試験を含む技術開発段階のものではなく普及段階のものであると認められ

るものでなければならない。

(2) 補助対象経費の範囲

陸上処理事業に係る補助対象経費は、交付規則第 8 条の別表に掲げる経費（賃金、設備費、備品費、消耗品費、役務費、その他）とし、設備費（大型クラゲ陸上処理機材 1 / 2 以内補助率）を除く陸上処理に要する経費を定額で助成する。役務費には、処理及び有効利用に係る運搬費及び処理費の経費を含む。

なお、まき網等で混獲された大型クラゲと漁獲物との選別作業に係る経費は、補助対象外とする。

(3) 運搬及び処理に係る契約書等

大型クラゲを他の廃棄物と区別して運搬及び処理又は有効利用する場合は、廃棄物処理法に従って適正に廃棄（焼却・埋設）処理又は有効利用を行うため、許認可事業者等との間で廃棄物の運搬及び処理の方法、運搬及び処理の単価、許認可事業者等の責務・免責、報告、支払等を明らかにしておかなければならない。

(4) 作業管理簿等の整備

作業実施状況並びに作業実施に伴う経費の管理を適正に行うために、処理状況を記録する管理簿等を作成し、処理状況等の写真を添付して保管するものとする。

III 事業共通事項

1 補助対象経費以外に水漁機構が必要と認める経費

事業実施機関は、補助対象経費の他に駆除事業及び陸上処理事業を実施するために特に必要と認められる経費がある場合には、軽微なものを除き、補助対象経費承認申請書（別紙様式 1）を提出して水漁機構の承認を得るものとする。

2 取得財産の管理及び処分制限等

本事業により取得した駆除漁具等及び大型クラゲ陸上処理機材は、事業実施機関の取得財産であるため、交付規則第 11 条に基づく善管義務及び処分の制限等の規定を順守しなければならない。

(1) 取得財産の管理簿

事業実施機関は、本事業により取得し、又は効用の増加した取得財産について財産管理台帳（別紙様式 2）に記録し保管すること。

(2) 取得財産の処分制限等

事業実施機関は、交付規則第 11 条の 2 に係る承認申請にあたっては、下記の申請書等を水漁機構へ提出すること。

①財産処分承認申請書（別紙様式 3）

②被害報告書（別紙様式 4）：天災その他やむを得ない事由により、取得財産に損害を生じた場合に報告すること。

3 実績報告等

事業実施機関は、運用通知第3の3-2-(3)の(6)の概算払請求及び(7)の実績報告にあたっては、交付規則第8条に基づく支出内容の使途を明らかにするための下記の証拠書類及び証拠物等（以下「証憑類」という。）を添えて提出するとともに、交付規則第10条に基づき帳簿及び関係証憑類を整理し保管しなければならない。

水漁機構に実績報告書を提出する際は、証憑類の写しを添付すること。なお、証憑類が不備な場合、補助対象経費として認められない場合もあるので注意すること。

① 証拠書類

見積・発注・受注・契約・納品・検収・請求・支払・領収書・振込書等の伝票類及び契約書等、調書等の書類

② 証拠物

事業実施状況及び取得財産の写真、駆除作業記録簿、処理等管理簿等

4 追加徴求資料

水漁機構は、事業実施機関に対して必要に応じて追加資料を徴求することができるものとする。

5 その他

水漁機構は、この実施細則に定めるもののほか、事業実施機関の基金事業の円滑かつ適正な実施のために必要な事務手続きに係る事項について、手引書等を整備するものとする。

【別紙】 有害生物漁業被害防止総合対策事業における洋上駆除事業の用船料の考え方（案）

＊ 本事業における用船料単価は、日中韓対策事業（海底清掃事業）の用船単価の算出法を基本的に適用し、単価の基準について考え方の案を以下に示します。

1. 底びき網等ひき網漁船等の用船料について（別表1参照）

小型底びき網漁船等による駆除作業 1出動当たり8時間※の用船料単価（円）の例

規模	漁船の使用料/1隻1日	人数	労賃等	用船料
15ト未満	42,000円	1人	25,200	67,200
15ト以上	54,000円	1人	25,200	79,200

※ 1出動当たり8時間とは、出航前の準備開始から帰港後の片付け終了時までの時間帯とします。（作業中の休憩時間を含みます）

■ 底びき網漁船の用船は、原則として1日1出動当たり8時間を上限に1日1隻当たりの単位とし、用船料単価（隻日）には漁船の使用料及び船長1名の労賃等が含まれます。また燃油費・潤滑油代は1出動毎に燃油消費量（計量票の証憑類）が明確に示されれば、対象経費として認められます。明確に示されなければ、漁船使用料に含みます。

■ 底びき網の15ト未満漁船の使用料42,000円/隻日には、償却費等から算定されています。

労賃等25,200円/人日を基準として乗船者人数毎に合算した用船料単価となります。ただし、漁船規模別に人数の上限枠を設けてますのでご注意ください。

■ 駆除作業が海域や天候等に左右されるケースがあるため、以下にはケースに応じた単価基準について考え方を示します。用船等契約または支払の際の参考にして下さい。

◆ 駆除活動時間が8時間に満たない場合は、事業目的及び公平性等の観点から用船料の支払要件及び算定条件を設定します。下記に算定例を示します。

※例① 出港後の天候の急変等の不可抗力等により帰港し「4時間以内の出動」となった場合は半額とし、「4時間を超える出動」であった場合は、一出動当たり8時間の単価とします。このように4時間を基準に区分して用船料単価を設定し算定します。

※例② 労賃については、例①と同じ考え方とするか、または、時間単位で算定する場合、1日1出動当たり8時間を労働時間とすると、時間給（3,150円/時間）で実作業時間にて算定します。

2. 定置網漁船の用船料について（別表2参照）

定置網漁船による駆除作業 1出動当たり4時間※の用船料単価（円）の例

規模	漁船の使用料/1出動	人数	労賃等	用船料
15ト未満	21,000円	1人	12,600	33,600
15ト以上	27,000円	1人	12,600	39,600

※ 1出動当たり4時間とは、出航前の準備開始から帰港後の片付け終了時までの時間帯とします。（作業中の休憩時間を含みます）

■ 定置網漁船の場合は、1隻当たり1出動当たり4時間を上限とすることから、底びき網漁船の1/2の単価となります。

■ 燃油費・潤滑油代は、1出動毎に燃油消費量（計量票の証憑類）が明確に示されれば、対象経費として認められます。明確に示されなければ、漁船使用料に含みます。

■ 漁船規模毎に乗船上限人数別で算出し、上限枠を設定します。（別表2参照）

■ 1出動で複数ヶ統を対象に駆除作業を実施し、4時間を超える場合は、時間単位で算定します。

なお、4時間の1/2時間未満の場合には、底びき網漁船の用船料の考え方（例①か②）と同様で算定します。

3. その他

■ その他、トド等に係る対策事業等における用船料の考え方は、事業計画にて別に定めます。

■ 事業実施機関において、調整等の必要から別に用船料単価を定める場合は、水漁機構と協議の上、単価基準の設定について内規を定めるなど根拠を明確にして単価を設定して下さい。ただし、原則として、別表の単価を上限額とします。

■ 用船等契約書には、支払に係る上記のような条件（基準）を定めて、両者間で齟齬の無いよう努めて下さい。

■ 洋上駆除の出動に当たっては、海難事故等が発生しないように出港前に気象情報等を十分に確認し、もし天候の急変等により帰港した場合には、その状況が分かるように天候・波浪情報等を作業日誌に記載し、実績報告書に添付してください。

別表1 底びき網等ひき網漁船の用船料の考え方 <一出動当たり一日8時間>

① 15t未満漁船の用船料

人数		1	2	3	4	5	5人以上
用船料		67,200	92,400	117,600	142,800	168,000	同左
内 訳	労賃等*	25,200	50,400	75,600	100,800	126,000	
	船使用料*	42,000	42,000	42,000	42,000	42,000	

② 15～30t以下漁船の用船料

人数		1	2	3	4	5	6	6人以上
用船料		79,200	104,400	129,600	154,800	180,000	205,200	同左
内 訳	労賃等*	25,200	50,400	75,600	100,800	126,000	151,200	
	船使用料*	54,000	54,000	54,000	54,000	54,000	54,000	

③ 31～40t以下漁船の用船料

人数		1	2	3	4	5	6	7	7人以上
用船料		118,200	143,400	168,600	193,800	219,000	244,200	269,400	同左
内 訳	労賃等*	25,200	50,400	75,600	100,800	126,000	151,200	176,400	
	船使用料*	93,000	93,000	93,000	93,000	93,000	93,000	93,000	

④ 41～55t以下漁船の用船料

[illegible]

⑤ 56～75t以下漁船の用船料

[illegible]

⑥ 76t以上漁船の用船料

[illegible]

別表2 定置網漁船の用船料の考え方 <一出勤当たり4時間>

① 15ト未満漁船の用船料

人数		1	2	3	4	5	6	7	7人以上
用船料		33,600	46,200	58,800	71,400	84,000	96,600	109,200	同左
内 訳	労賃等*	12,600	25,200	37,800	50,400	63,000	75,600	88,200	
	船使用料*	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	

② 15ト以上漁船の用船料

人数		1	2	3	4	5	6	7	8	...	20	20人以上
用船料		39,600	52,200	64,800	77,400	90,000	102,600	115,200	127,800	...	279,000	同左
内 訳	労賃等*	12,600	25,200	37,800	50,400	63,000	75,600	88,200	100,800	...	252,000	
	船使用料*	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	...	27,000	

別紙様式 1

番 号
年 月 日

特定非営利活動法人
水産業・漁村活性化推進機構
理事長 氏名 殿

事業実施機関名
代表者 氏 名

補助対象経費承認申請書

〇〇年度有害生物漁業被害防止総合対策事業の大型クラゲ緊急対策事業における
〇〇〇〇〇〇事業を実施するため、下記の経費について助成の対象として頂きたい
申請します。

記

1. 経費の内容
2. 理由
3. 添付書類等

番 年 月 号 日

特定非営利活動法人
水産業・漁村活性化推進機構
理事長 氏名 殿

事業実施機関名
代表者 氏 名

財産処分承認申請書

〇〇年度有害生物漁業被害防止総合対策事業の大型クラゲ緊急対策事業における
〇〇〇〇〇〇事業により取得した（又は効用の増加した）〇〇〇〇〇〇について、
下記のとおり処分したいので、承認されたく関係書類を添えて申請します。

記

1. 処分の理由

2. 処分の方法

- (1) 処分の予定時期
- (2) 処分の方法
- (3) 処分予定価格

3. 処分財産の名称等

- (1) 処分財産の名称・形式・数量
- (2) 耐用年数
- (3) 取得年数
 - 〇〇年〇〇月取得（または完成）
 - 申請日において〇年〇〇ヶ月経過
- (4) 取得価格等
 - 取得価格（事業費） 〇〇〇円
 - 基金補助金 〇〇〇円
 - 事業実施者負担金 〇〇〇円
 - その他 〇〇〇円
- (5) 処分財産に係る事業主体
- (6) 処分財産に係る所在地

4. 添付書類

- ・現況写真等

番 年 月 号 日

特定非営利活動法人
水産業・漁村活性化推進機構
理事長 氏名 殿

事業実施機関名
代表者 氏 名

〇〇〇〇〇〇被害報告書

〇〇年度有害生物漁業被害防止総合対策事業の大型クラゲ緊急対策事業における
〇〇〇〇〇〇事業により取得した（又は効用の増加した）〇〇〇〇〇〇に被害があ
ったので、下記のとおり報告します。

記

1. 事業の種類
2. 被害〇〇〇〇〇〇の使用場所
3. 被害〇〇〇〇〇〇の構造・規模等
4. 被害〇〇〇〇〇〇の取得価格等

取得価格（事業費）	〇〇〇円
基金補助金	〇〇〇円
事業実施者負担金	〇〇〇円
その他	〇〇〇円
5. 被害の内容
6. 被害額（見積もり）、復旧可能なものについては復旧に必要な期間及び金額
7. 保全又は復旧のためにとった応急処置
8. その他

別紙様式2

有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち大型クラゲ緊急対策事業 財産管理台帳

事業実施機関名

事業実施年度 年度

取得財産の内容			負担区分 (円)			処分制限期間		処分の状況		摘要
財産名	取得年月日	取得金額	基金助成金	自己負担金	その他	耐用年数	処分制限 年月日	承認年月日	処分の内容	
合 計										

(注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付け先及び抵当権等の設定権者の名称、保管場所、補助金返還額等を記入すること。
4 この様式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。